

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 芦屋あゆみ会
代表者氏名	理事長 飯田眞美
法人の所在地	芦屋市東山町 30-3
法人の電話番号	0797-31-2000
定款の目的に定める事業	第 2 種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（0，1，2歳児）の保育事業を行います。

3 運営方針

- 1) 家庭的な雰囲気の中で子どものさまざまな欲求を満ちし、情緒の安定を図り、のびのびと過ごす環境をつくります。
- 2) いろいろな経験を通して、自然や社会の事象に対する興味や関心を育み、集団生活を通して、人に対する愛情と信頼感を育てます。
- 3) 保護者の気持ちを受け止めながら、家庭との緊密な連携を図り、子育てを支援します。

【めざす子どもの姿】

- ※ 体も心も健やかな子ども
- ※ 自分の思いを表現できる子ども
- ※ 意欲を持って生活し遊べる子ども
- ※ 友だちと過ごすことを喜ぶ子ども

4 小規模保育事業所の概要

事業種類	小規模保育事業 A 型
名称	あゆみ SEIDO 保育園
所在地	芦屋市精道町 1 2 - 1 4
電話番号	0797-22-2678
法人設立年月日	平成 2 0 年 3 月
事業認可年月日	平成 2 7 年 4 月
施設長	飯田 眞美
利用定員	1 9 名（0 歳児 6 名、1 歳児 6 名、2 歳児 7 名）
職員数	9 名
嘱託医	（内科）ひよこキッズクリニック
	（歯科）藤田歯科
連携施設	あゆみ保育園

5 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時00分から午後6時00分まで (延長保育午後7時00分まで)
保育短時間の 保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
閉所日	日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

6 施設の概要

敷地面積	341.0 m ²
建物	鉄筋コンクリート 4階建 1階部分 延べ床面積 99.8 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 20.53 m ² 保育室・遊戯室 35.12 m ² 幼児専用トイレ 3箇所、医務室、調理室、事務室 屋外遊戯場 33.0 m ²

7 職員体制 (令和5年7月1日現在)

職名	人数
管理者	1名
保育士	8名
調理員(栄養士)	1名
嘱託医	2名

8 連携施設について

下記の施設を、連携施設とする。

施設名	あゆみ保育園
連携施設の種類	認可保育所
連携協力の種類	保育内容の支援(行事等)

9 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は芦屋市が決定します

(保育料の支払方法)

毎月園が保護者に保育料の請求書を発行し、保護者は請求書があった月の園の定める日までに請求書に記載された口座へ振り込むようにしてください。

毎月の実費徴収費用(後述)も同時に請求いたしますので、一緒に振り込んでください。

(2) 実費徴収

保育料のほかに保護者にご負担いただくものとしては以下のものがあります。

①紙おむつ処理費 200円/月

理由：衛生上の観点から、一括して業者に処理してもらいます)

②UV対策用帽子(1, 2歳児) 1100円

理由：園外活動の際の安全を考慮し、統一の帽子を着用します

(3) 延長保育料

2,000/月(登録料)

200/日(利用料)

10 給食について

当園の給食の方針	この時期の子どもたちの食事は、健康な心や体の基礎を築く時期と考え、個々の発達を考慮して食材や調理法を吟味し、愛情を持って提供しています。小規模保育園ならではの環境を生かし、一人一人が見える距離で調理すること、実際に食材に触れたりその育ちや収穫を体験することなどで、食材や料理に関心を持ち、楽しく意欲的に食べるようになるよう保育と連携して取り組んでいます。
昼食・おやつ	毎月月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギー等への対応	芦屋市のアレルギー対策に基づき、医師の診断書・指示書を提出していただき、個別に除去食を提供しています。

11 年間行事予定(令和5(2024)年度予定)

月	行事内容
4月	入園のつどい
5月	遠足(2歳児) 懇談会
6月	歯科・内科健診、保育参加(2歳児)
7月	七夕のつどい
8月	
9月	敬老のつどい 秋のお祭り会
10月	遠足(1, 2歳児)、ハロウィン
11月	歯科・内科健診、保育参加(1歳児)
12月	クリスマス会
1月	初詣
2月	節分
3月	お別れ遠足、お別れ会
毎月実施する行事 ・おたんじょうび会、避難訓練、身体測定 その他 ・年4~5回2歳児交流(あゆみ保育園の2歳児と交流します。)	

1 1. 個人情報の取り扱い

個人情報の管理については、基本方針、管理規定を定め、その管理に適正に扱い保護します。基本的に個人情報は、下記の目的以外で使用することはありません。

- ☎ ・入園に関する業務
 - ・保護者との連絡に関する業務
 - ・園児の保育に関する業務
 - ・園児の記録管理に関する業務
 - ・園児の健康状態把握に関する業務
 - ・卒園児の確認に関する業務

1 2. 災害時の対応

火災・防災に必要な器具・設備を備え、マニュアルを整備しています。また、災害を想定した避難訓練消火訓練を毎月行います。

警報や特別警報発令時における園の対応は下記のとおりです。

台風 ・ 大雨 等	警報	開園しますが、危険のないよう登降園には十分ご注意ください。また、交通機関のマヒなども懸念されますので、可能な方は家庭保育にご協力ください。	
	特別警報	保育中に発令された場合	十分に安全に注意の上、可能な限り早いお迎えをお願いします。
開園前（午前7時以前）に発令された場合		閉園します。ただし、午前10までに解除された場合は、解除時点から開園に向けて調整します。詳細は、緊急メール（よい子ネット）を通じて連絡いたします。午前10時までに解除されない場合には、そのまま1日閉園となります。また、開園した時でも給食の提供が困難な愛には、お弁当を持ってきていただくようお願いすることがあります。	
地震	震度5強以上	閉園しますので、保育中の場合は可能な限り早いお迎えをお願いいたします。	
	震度5弱	原則開園しますが、できるだけ家庭保育、早めのお迎えにご協力ください。また、園舎が被災している等、保育困難な状況の場合は休園となります。	